

八戸市総合保健センターデジタルサイネージへの広告掲載実施要綱

(趣旨)

この要綱は、市の新たな財源の確保、地域経済の活性化を目的とし、民間事業者を通じ、八戸市総合保健センター内に設置するデジタルサイネージへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告コンテンツ デジタルサイネージへ掲載する広告物
- (2) 広告主 デジタルサイネージへの広告コンテンツの掲載を希望する民間事業者
- (3) 広告代理業者 広告主の募集、広告コンテンツ掲載の斡旋、広告コンテンツの制作等を行う民間事業者

2 広告主が広告コンテンツを自前で制作できる場合は、次条以下にて、広告代理業者へ規定される内容を広告主にも適用するものとする。

(広告コンテンツの掲載期間)

第3条 デジタルサイネージへの広告掲載期間は、1月を単位とし、原則として1年を限度とする。

2 掲載期間満了後、市及び広告代理業者の双方に解除の意思がない場合は、引き続き1年を超えない範囲で、広告コンテンツの掲載期間を更新することができる。

(広告コンテンツの規格等)

第4条 デジタルサイネージへ掲載可能な広告コンテンツの規格は、別に定める。

(広告代理業者の選定)

第5条 市は、広告代理業者を選定するにあたり、募集に係る必要事項を別に定め、応募者を募集する。

2 募集は、市のホームページへの掲載又はその他の方法により行う。

3 応募者は、市が指定した期日までに、別に定める様式により市に提案を行う。

4 市は提案書の選定に当たり、デジタルサイネージ広告代理業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

5 審査会は、提案ごとに、市が別に定める選定手順により評定を行い、市が別に定める最低点を上回った応募者を広告代理業者として選定する。（複数者選定可）

(協定の締結)

第6条 市及び広告代理業者は、広告コンテンツの掲載期間ごとに、掲載上必要な事項について、別に協定を締結するものとする。

(広告主の募集方法等)

第7条 広告主の募集方法は、市が直接募集する方法又は広告代理業者が間接的に募集する方法の2通りとする。

- 2 市が直接募集する場合、募集は、市のホームページへの掲載その他の方法により行う。
- 3 市は、デジタルサイネージへの広告コンテンツ掲載数が市が定める上限に達したと判断した場合又は特別の理由がある場合、広告主の募集を終了することができる。この場合、市は広告代理業者へその旨を連絡するものとし、連絡を受けた広告代理業者は、広告主の募集を終了しなければならない。

(広告代理業者の業務)

第8条 広告代理業者は、デジタルサイネージへの広告掲載を希望する広告主を広く募集し、又は斡旋のうえ、広告主を選定する。

- 2 広告代理業者は、広告主又は市から広告コンテンツ制作の依頼があった場合、当該コンテンツの制作を行う。
- 3 広告代理業者は、広告主と市との間を仲介し、業務にかかる必要な事務手続きを行う。

(広告代理業者の責務)

第9条 広告代理業者は、掲載した広告コンテンツの内容について、一切の責務を負わなければならない。

- 2 広告代理業者は、広告主を新たに選定するとき、又は協定期間中に広告コンテンツを新たに掲載、修正及び変更するときは、市の審査及び承認を受けなければならない。
- 3 広告代理業者は、前項の審査の結果、市の承認が得られない場合、又は市から既に掲載された広告コンテンツの修正を求められた場合は、広告コンテンツの修正を行い、その都度、市の審査及び承認を受けなければならない。
- 4 広告代理業者は、広告コンテンツの掲載に当たり、第三者の権利の侵害その他の不正な行為を行ってはならない。
- 5 広告代理業者は、広告コンテンツの掲載に当たり、第三者に損害を与えた場合は、広告代理業者の責任及び負担において賠償しなければならない。
- 6 広告代理業者は、市と別に締結した協定事項について、誠実に業務を遂行しなければならない。

(広告掲載の可否)

第10条 市は、広告代理業者から広告コンテンツ掲載の承認申請があったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、その結果を通知するものとする。

- 2 市は、前項の規定により広告掲載の可否を決定するに当たっては、「八戸市有料広告掲載基準」及び本要綱の規定に適合していることを確認するものとする。
- 3 市は、広告掲載の可否に疑義が生じた場合は、八戸市有料広告審査委員会に審査を求めることができる。
- 4 市は、広告コンテンツの内容が、八戸市総合保健センターに設置するものとしてふさわしくないと判断したときは、いつでも、広告代理業者に対して広告コンテンツの修正又は変更

を求めることができる。

(広告コンテンツ掲載の中止)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、広告コンテンツの掲載を中止することができる。

- (1) 広告主が選定されない場合
- (2) 掲載した広告コンテンツに修正、変更がある場合
- (3) 広告コンテンツ掲載期間満了の場合
- (4) 広告代理業者の責めによらない事由により掲載を中止せざるを得ない場合
- (5) 広告代理業者が第9条に掲げる広告代理業者の責務を果たさない場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市が、広告コンテンツを掲載する上で不適當であると判断した場合

(広告掲載料)

第12条 市は、広告代理業者より広告掲載料納入の提案があった場合、これを非としない。

2 広告掲載料の額は、広告代理業者より提案され、市と協議の上決定した額とする。

3 前項により広告掲載料の額が決定された場合、広告代理業者は、広告掲載料を、市が指定する方法により、市が指定する期日までに支払わなければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告代理業者の責めによらない事由により、広告コンテンツの掲載を中止した場合は、掲載を中止した期間に応じ、既納の広告掲載料を返還することができるものとする。

(広告代理業者及び広告主の業種又は事業者の制限)

第14条 広告代理業者及び広告主は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのある事業を行う者
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのある事業を行う者
- (3) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号の規定に該当する者
- (4) 消費者保護の観点からふさわしくない事業を行う者
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- (7) 市に納付すべき市民税、固定資産税、軽自動車税又は国民健康保険税を現に滞納している者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告主又は事業者として適当でないと市が認める者

(広告コンテンツ掲載基準)

第15条 次に掲げるものは、広告コンテンツとして掲載しない。

- (1) 公共性、公益性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- (5) 児童及び青少年の健全な育成を害するもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告コンテンツとして適当でないと市が認めるもの

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年6月30日から実施する。